

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第168号）（上下水道局総務部経営企画課及び技術監理室地域事業課）

1 条例改正の趣旨

- (1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金等に乗じる消費税及び地方消費税の税率を改正しました。
- (2) その他必要な規定を整備しました。

2 条例改正の概要

(1) 水道料金の額の改定

水道料金の額を、基本料金の額及び従量料金の額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(2) 加入者負担金の額の改定

加入者負担金の額を、給水管の口径に応じて定められた額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(3) 適用区分

改定後の水道料金は、平成26年6月1日以後に決定する使用水量に係る分について、改定後の加入者負担金は、同年4月1日以後に承認の申請があった給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事に係る分について適用することとしました。

(4) 規定の整備

特別給水の料金について、条例に規定しました。

(5) 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第168号

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(特別給水の料金)

第16条の2 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 使用水量1立方メートルまでごとに256円(大原簡易水道にあつては、230円)

(2) 給水のために特に要した費用に相当する額

第17条第1項各号列記以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市地域水道の管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条の規定は、平成26年6月1日(以下「適用日」という。)以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第17条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認の申請があつた給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事(以下「工事」という。)に係る加入者負担金について適用し、施行日前に承認の申請があつた工事に係る加入者負担金については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及び技術監理室地域事業課)